

## 足立区バスケットボール連盟 罰則規定

| 違反             | 内容              | 現場での処置                               | 罰則    |
|----------------|-----------------|--------------------------------------|-------|
| 地域体育館への車の乗り入れ  | 路上駐車            | ① 体育館に車の移動アナウンス                      | 罰則①摘要 |
|                |                 | ② 警察に110番通報する                        |       |
| 中学校への車の乗り入れ    | 路上駐車            | 上記①②を摘要                              | 罰則①摘要 |
|                | 学校内への車の乗り入れ     | 体育館内に車の移動アナウンスをする                    | 罰則②摘要 |
| ペットボトル         | ペットボトルの施設への持込み  | ペットボトルの没収                            | 罰則①摘要 |
| 土足・喫煙          | 土足・指定場所以外での喫煙   | その場で上下履きの区別をさせる・喫煙を中止にさせる            | 罰則②摘要 |
| 帯同審判           | 帯同審判を行わない       | ① 帯同審判の代行者を探す                        | 罰則②摘要 |
|                |                 | ② 違反チームに審判謝礼として¥2,000を代行者に支払うように指導する |       |
| オフィシャル・得点付・モップ | オフィシャル等を行わない    | オフィシャル等の代行者を探す                       | 罰則②摘要 |
| ダブル登録          | 同一人物が複数のチームへの登録 | 代表者会議以降に発覚の場合、どのチームで出場するかを確認する       | 罰則①摘要 |
| 不正出場           | 未登録者の試合出場       | ① 試合開始前ならば、メンバー表と登録用紙を確認し未然に防ぐ       | 罰則①摘要 |
|                |                 | ② 試合開始後ならば、競技規則により処置をする(注1)          | 罰則①摘要 |
|                |                 | ③ 試合終了後ならば、代表者にコート責任者より嚴重注意          | 罰則②摘要 |
|                | 同一人物が複数のチームへ出場  | 発覚したその試合を没収する                        | 罰則③摘要 |
| 無断棄権           | 試合当日の無断棄権       | 体育館の使用を相手にチームに使用許可する                 | 罰則③摘要 |
| 暴力事件           | 試合中のファイティング     | 競技規則により処置する(注2)                      | 罰則①摘要 |
|                | 試合中以外での暴力       | コート責任者が当事者及び代表者より事情聴取をする             | 罰則④摘要 |

罰則①：違反チーム代表者にコート責任者より嚴重注意

罰則②：1)発覚時点で試合が開始されていない場合は、その試合を没収する。

2)発覚時点で試合が開始されている場合は、即その試合を没収する。

3)発覚時点で試合が終了している場合は、(ア)違反チームが試合終了時点で勝っていた場合は相手チームの2-0の没収試合とする。

(イ)違反チームが試合終了時点で負けていた場合は、その試合を没収し罰則①を摘要する。

罰則③：違反を犯した選手が出場したチームの試合を全て没収する。(罰則②-1)・2)・3) - (ア)を摘要)

罰則④：当事者については、無期限で出場停止処分とする。

(注1) 競技規則第53条(コーチ、アシスタントコーチ、交代要員、チーム関係者のテクニカル・ファウル)を摘要し処置する。

(注2) 競技規則第53条(ファイティング)

(注3) 上記に当てはまらない違反行為等は、理事会にて討議し随時規則規定に組込むとする。

この規定は、平成7年5月13日に制定し、平成7年5月13日より実施される。